

審議会等の会議録			
会議の名称	平成28年度第1回座間市都市計画審議会		
開催日時	平成28年11月30日(金) 14時00分～15時30分		
開催場所	座間市役所5階 第1会議室		
出席者	(出席) 山本会長 池田副会長 竹田委員 松橋委員 中澤委員 長本委員 井上委員 窪委員 有山委員 内藤委員 加藤(博)委員 久保委員 武井委員(代理:本山委員) 春田委員(代理:佐々木委員) (欠席) 加藤(仁)委員		
事務局	遠藤市長 山口都市部長 北川都市部参事兼都市計画課長 中里技幹兼都市計画係長 小山副技幹 宮川主事 片野主事		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	なし
非公開・一部公開した理由	_____		
議題	<p>審議事項</p> <p>議案第1号 座間都市計画生産緑地地区の変更(案)について</p> <p>議案第2号 座間市景観計画の変更(案)について</p> <p>報告事項</p> <p>報告第1号 座間市都市マスタープラン運用方針(骨子案) (地域別構想・地域別都市づくりの方針「栗原東部地域」)</p> <p>報告第2号 第7回線引き見直しについて</p>		
資料の名称	資料1～4		
会議の内容 ※会議次第及び発言要旨等	<p>事務局 それでは、定刻となりましたので、ただ今から 座間市都市計画審議会 を開催させていただきます。本日は、各委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして有難うございます。これからの進行につきましては、お手元の次第にもとづきまして、進めさせていただきます。今回、市議会役員の改選、神奈川県の人件異動により、新たに都市計画審議会の委員をお願いしていますので、ただ今から、市長より委嘱状の交付をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(委 嘱 状 交 付)</p> <p>事務局 ありがとうございます。なお、委員の任期は座間市都市計画審議会 条例第3条第2項の規定により前任者の残任期間となりますので、平成29年11月12日までとなっておりますので、よろしくお願いたします。ここで、新たに委員となられた7名の方に、自己紹介をお願いいたします。</p>		

(委員自己紹介)

事務局 ありがとうございます。次に事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

事務局 次に、本日の委員さんの出席状況について報告をさせていただきます。加藤仁美委員につきましては所用により欠席との連絡を受けております。現在のところ出席は、15名中14名で定足数に達しております。従いまして座間市都市計画審議会条例施行規則第5条第3項により、本日の審議会は成立いたしますので、ただ今から、座間市都市計画審議会を進行させていただきます。

始めに、市長及び当審議会、会長であります山本様よりご挨拶をお願いいたします。市長よりお願いいたします。

(市長・会長 あいさつ)

事務局 ありがとうございます。次に、副会長でありました佐藤前委員さんが市議会役員の改選により交替されましたので、ただ今、副会長が空席となっております。従いまして、ここで、改めて都市計画審議会副会長の選出が必要ですので、会長の進行により選出をお願いいたします。

会 長 佐藤前委員さんが市議会役員の改選により交替となりましたので、改めて都市計画審議会副会長をご選任いただきたいと思います。座間市都市計画審議会条例第4条の規定によりまして、皆さまの中から互選により副会長1名を選出することになってございます。どなたかご意見ございますでしょうか。

委 員 事務局に一任してはいかがでしょうか。

会 長 ただ今、ご意見いただきました通り事務局一任でよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

会 長 異議なしということですので、それでは事務局案を発表してください。

事務局 副会長につきましては、都市計画審議会の副会長さんは慣例によりまして、都市計画審議会条例第3条第1項第1号の市議会委員さんより選出いただきたいと思いますと考えております。

会 長 ただ今、事務局より案をご提示させていただきましたが、市議会議員4名の方でどなたか立候補される方、または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

委 員 池田委員を推薦いたします。

会 長 ただいま池田委員の推薦がございましたが、皆さまいかがでしょうか。

(異 議 な し)

会 長 皆さまのご賛同をいただきましたので、副会長には池田委員さんに決定させていただきます。どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願いたします。

事務局 ありがとうございます。それではお手数ですが、池田委員さんには副会長席へ移動をお願いいたします。それでは、ここで、池田副会長にご挨拶をお願いいたします。

(副会長 あいさつ)

事務局 ありがとうございます。ここで、副会長様が決まりましたので諮問準備のため休憩を5分程度いただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

— 5 分 休 憩 —

事務局 お待たせいたしました、準備が整いましたので、休憩を解かしていただき、再開させていただきます。審議へ移らせていただきますが、本審議会は、座間市市民協働推進条例の規定に基づき、会議の全部又は一部を公開することとされていますので、ご了承お願いいたします。

事務局 それでは次に本日の議案、座間都市計画生産緑地地区の変更（案）および、座間市景観計画の変更（案）につきまして、都市計画法第19条第1項より、市長から会長へ諮問させていただきます。皆さまのお手元には、諮問書の写しをお配りしますのでご覧ください。

(諮 問 書 提 出)

事務局 恐れ入りますが、市長は他に公務がございますので、ここで退席させていただきます。

(市 長 退 席)

事務局　ここで、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

(資 料 確 認)

事務局　これからの議事進行につきましては、座間市都市計画審議会条例施行規則第5条第1項に基づきまして、議長を山本会長にお願いいたします。

議 長　それでは、これより議題に入ります。ただ今、市長より諮問のありました、議案第1号 座間都市計画生産緑地地区の変更(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局　はじめに、生産緑地地区の「制度の概要」と「指定および廃止要件」について、若干、説明をさせていただきます。

生産緑地地区は都市計画法において、市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する農地等の計画的な保全を目的として決定されているものでございます。平成3年の「生産緑地法」の改正に伴いまして、平成4年度に生産緑地地区の決定が県下一斉に行なわれました。

生産緑地地区の指定の要件といたしましては、市街化区域内にある農地等で、500平方メートル以上の規模の区域であること、都市環境の向上の観点から効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること等でございます。

生産緑地地区の廃止の要件といたしましては、主たる農業従事者が死亡又は故障等により、農業の継続が困難な場合に、土地所有者の権利救済の観点から、土地の買取りについて、市長に申し出ることができます。

この場合、市長は、特別の事情がない限り時価で買取るものとされていますが、生産緑地地区は市街化区域内における農地の宅地並み課税に対する税制面での優遇や、農地等の持つ緑地機能の保全活用なども目的に含まれ制定されています。したがって、必ずしもすべて将来において公共施設として利用するために、買取るというものではございません。このため、市およびあっせん先の農業委員会で買取先がない場合には、建築行為等の制限が解除され、生産緑地地区を廃止することになります。以上が「制度の概要」と「指定および廃止要件」でございます。

それでは、本年の座間 都市計画 生産緑地地区の変更（案）について、ご説明を申し上げます。議案第1号の資料1の1ページをご覧ください。まず、座間都市計画 「生産緑地地区の変更」 でございます。

都市計画 生産緑地地区をご覧の「表」のように変更しようとするものでございます。面積は今回の変更を行いますと約21.3ヘクタールとなります。備考欄には変更する箇所と内容を記載しております。

変更理由としましては、これまでの生産緑地地区の経過を踏まえまして、生産緑地地区の主たる農業従事者の死亡により生産緑地法第10条に基づいて農地の買取り申請がなされ、その後同法第14条により当該生産緑地地区の建物が建てられない等の行為の制限が解除された計3箇所の廃止及び1箇所の縮小、また、市道拡幅工事に伴い区域の一部を用地取得したことによる1箇所縮小の合計5箇所の廃止及び縮小を変更するものでございます。

次に2ページの位置図をご覧ください。今回の変更内容といたしましては、廃止が3箇所、縮小が2箇所となっております。では、廃止からですが、箇所番号 23 小松原二丁目 5,312 番地1、箇所番号146 入谷5丁目 1,968 番地、箇所番号176 南栗原一丁目 3,131 番地1の3箇所となっております。

縮小につきましては、箇所番号78 入谷3丁目 3,396 番地6、箇所番号155 相模が丘一丁目 108 番地1の2箇所となっております。

それでは、個別にご説明いたします。まず「廃止」箇所について説明いたします。資料1の3ページの上部に案内図①と振っております、図をご覧ください。箇所番号 27 小松原二丁目 5,312 番地1の箇所についてご説明いたします。位置関係ですが、図面中央の南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「座間市道10号線」でございます。その座間市道38号線の東側に黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約1,193平方メートルを 廃止しようとするものです。この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

次に箇所番号 146 入谷5丁目 1,968 番地の箇所についてご説明いたします。資料1の4ページの上部に案内図②と振っておりますので、図をご覧ください。位置関係ですが、図面右側の南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「県道杉久保座間線」でございます。その県道杉久保座間線の西側に黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約657平方メートルを廃止しようとするものです。この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

次に箇所番号 176 南栗原一丁目 3,131 番地1の箇所についてご説明いたします。資料1の5ページの上部に案内図③（まるさん）と振っておりますので、図をご覧ください。位置関係ですが、図面中央の東西を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「国道246号大和厚木バイパス」でございます。また、近隣には「栗原幼稚園」があります。その国道246号の南側に黄色で表示した箇所が廃止箇所となります。今回、この黄色の区域、約970平方メートルを廃止しようとするものです。この箇所につきましては、主たる従事者の「死亡」により、買取りの申し出がありましたが、公共用地として買取る予定がないため、市では買取らない旨の通知をいたしました。また、農業委員会にあっせんを行いました。買取り希望者が無かったため、「行為の制限解除」に至っております。

続きまして、「縮小」です。

箇所番号 78 入谷3丁目 3,396 番地6の箇所についてご説明いたします。資料1の6ページの上部に案内図④（まるよん）と振っておりますので、図をご覧ください。位置関係ですが、図面左側南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「町田厚木線入谷バイパス」でございます。その町田厚木線入谷バイパスの東側に位置する「座間市道4号線（都市計画道路座間南林間線）」に接している黄色で表示した箇所が縮小箇所となります。この箇所は、緑色と黄色の区域を合せた指定面積 約2,066平方メートルの黄色を廃止し緑色の区域の面積約2,062平方メートルに縮小しようとするものです。この箇所につきましては、市道拡幅工事に伴う一部買い取り要望により、縮小しております。

次に、箇所番号 155 相模が丘一丁目108番地の箇所についてご説明いたします。資料1の7ページの上部に案内図-⑤(まるご)と振ってございますので、図をご覧ください。位置関係ですが、図面右下南北を結ぶ、茶色で示してあります道路が、「主要地方道町田厚木線」でございます。その主要地方道町田厚木線の北側図面中央に「座間市道相模が丘2号線、19号線、20号線」に囲まれた黄色で表示した箇所が縮小箇所となります。この箇所は、緑色と黄色の区域を合せた指定面積約3,570平方メートルの黄色を廃止し緑色の区域の面積約3,266平方メートルに縮小しようとするものです。この箇所につきましては、土地所有者の相続及び測量精査による、縮小になっております。

本市では、年1回、追加指定に関わる相談窓口を2週間開設しています。その期間に相談された農地が、生産緑地法第3条及び「座間市生産緑地地区指定運用基準」に該当するかを審査いたします。主な審査基準は、「都市環境の向上の観点から、公共施設用地として、計画的に確保すべき農地等であること」、「良好な都市環境の形成を図る上で必要と認められる一団の農地等であること」などで、その他基準を満たしている農地であれば、追加指定申出書を提出して、県との協議や縦覧などの手続きをした後、都市計画審議会に付議されます。今年は、平成28年5月16日から5月30日まで、相談窓口を開設しましたが、問い合わせはありませんでした。

以上が、廃止・縮小の説明でございます。尚、資料1の8ページに今回の対象となります生産緑地地区内農地等一覧表ならびに資料1の9ページから10ページがこれらの箇所の個別の経緯書になりますので、ご覧頂きたいと思っております。

続きまして、資料1の11ページをご覧ください。今回の変更内容を整理させていただきますと、変更を予定しておりますのは、廃止が3箇所 縮小が2箇所となります。面積は、差し引きしますと、廃止により2,820㎡、縮小により90㎡、合計2,910平方メートルの減少となります。

座間市全体の指定状況といたしまして、生産緑地地区指定箇所数は、変更前が、167箇所、今回、廃止が3箇所となり、変更後が、164

箇所となります。指定面積は、変更前の215,840平方メートルが、変更後は212,930平方メートルとなります。市街化区域内農地の内「生産緑地地区」の占める割合は、市街化区域内農地面積全体に対し、変更前の52.3%が、変更後は53.2%となります。

以上が、座間都市計画生産緑地地区の変更(案)の内容でございます。次に、案の縦覧結果についてご説明いたします。本件につきましては、都市計画法第17条に基づき、平成28年10月17日から10月31日まで、案の縦覧を行いました。その結果、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

以上で、座間都市計画生産緑地地区の変更(案)についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただ今説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。

委員 ただいま説明のありました一部縮小の地区について、面積の増加もあったとお聞きしましたが、こちらの増減についても今回の都市計画決定面積に含まれているのでしょうか。

事務局 含まれております。

委員 今回市道拡幅に伴って生産緑地の一部買収のありました道路事業につきましては、予定幅員はどのくらいなのでしょう。

事務局 現在の都市計画上では、代表幅員12mで計画しております。

委員 道路用地以外で生産緑地を買収した事例はあるのでしょうか。

事務局 現在のところありません。

議長 他に質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。座間市都市計画審議会 議案第1号 座間都市計画生産緑地地区の変更(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

議長 挙手全員でございます。よって、座間都市計画生産緑地地区の変更(案)につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、答申の方法につきまして、ご意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

委員 会長、副会長に一任するというのでどうでしょうか。

議長 　ただ今、会長・副会長に一任というご意見がございましたが、これについてご異議ございませんか。

（ 異 議 な し ）

議長 　異議なしと認めます。よって、答申の方法につきましては、副会長と相談のうえ行わせていただきます。続いて、議案第２号座間市景観計画の変更（案）につきまして、事務局より説明を求めます。

事務局 　それでは、議案第２号「座間市景観計画の変更（案）について」、説明させていただきます。

最初に座間市景観計画について、ご説明させていただきます。

平成１６年１２月１７日に「景観法」が施行されました。この法は住民、事業者、国、地方自治体の良好な景観の形成に対する責務を示した法で、優れた自然、歴史的、文化的景観をかけがえのない財産として守り育てるとともに、次世代へ継承していくために個人や感性の問題ではなく地域一体となって景観をコントロールしていく必要があることを明確にし、法的な根拠を与えるものとなりました。

そこで、本市では景観法を活用するために、県の同意を得て、平成１８年４月１日に「景観行政団体」になっております。

本市では、地域独特の美しさを守り育てることを目的に平成１６年に制定された景観法に基づいた座間市景観条例（平成２０年３月３１日制定）と、座間市景観計画（平成２０年８月４日座間市告示第７６号）を定めました。

景観条例と景観計画は、景観形成の基本理念や方針等を定め、これを実現していくために、景観誘導の指針や、地区ごとの特性を生かした景観づくりを進めていくための仕組みなどについて定めたものです。

良好な景観の形成は、地域の魅力の向上に加えて、座間市としての魅力を高めていく上で重要です。特に本市では、相模川の河岸段丘や丘陵地の緑の保全や河川沿いの景観形成、眺望の保全など、調和のとれた規制誘導を行っていく必要があることから、市全域を「景観計画区域」、鈴鹿長宿街づくり協定地区を「特定景観計画地区」とし、「景観形成基準」に基づいた建築物等のデザイン、色彩、配置の規制、誘導を行ってきました。

更に良好な景観形成を目指し、平成２３年度より、市内の公共施設についても景観重要公共施設の制定に向け作業を進めております。

当審議会において、平成26年度には、「座間市道5号線」「かみが沢公園」昨年度は「座間谷戸山公園」を当審議会へ諮問させていただき重要公共施設指定について了承されております。以上がお手元の資料2の座間市景観計画の概要となります。

変更点について説明いたします。今回の変更点も、新たな景観重要公共施設の指定についてでございます。資料2-1をご覧ください。

今回新たに指定しました景観重要公共施設についてご説明いたします。施設の詳細・概要について簡単ですが説明させていただきます。施設番号5、「仲よし小道」です。(通称：さくら百華の道)「相模が丘仲よし小道」の桜並木は、サクラの樹齢が50年を超え樹勢の衰えが目立ち始めたことから、平成20年度に地域の方々により「新生さくら道」の会が組織され、緑の基盤整備とよりよい生活環境の形成を目指して研究会が開催されると同時に「市民アンケート」も実施されました。これらの結果をもとに、地域の皆さんと協働により「基本計画」がまとめられ、その後、平成22年度に実施計画を行い、平成23年度から4年間で工事が施工され、平成27年2月までに全区間1,610メートルが完成しました。この事業は、「第四次座間市総合計画」に基づく「座間市緑の基本計画」による市民協働の理念のもと「NPO法人さくら百華の道」、「新生さくら道」の会、と市の協働事業によるものです。

当施設の基本的な考え方といたしましては、再整備されました仲よし小道は、住宅街を縦断する貴重な緑地の供給源であると共に、様々な種類の桜が楽しめるなど我が市の重要な景観要素のひとつであり、今後も引き続き、地域の重要な景観資源として市民との協働による維持管理を図るもの、とさせていただいたうえで、当地の景観形成上大きな影響があるものであることから、指定対象とさせていただきました。

今後につきましても、新たな景観重要公共施設の指定に向け、施設管理者や関係機関等との協議を経ながら、作業を進めていきたいと考えております。

また、平成28年6月1日から7月1日までの約1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたしました。意見はありませんでした。

今後の予定としましては、審議会の議を経て事務的変更手続きを行ってまいります。簡単ですが、これまでの経過および変更について説明させていただきます。以上で、「座間市景観計画の変更(案)」についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 　ただ今説明がありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。

委 員 　今回の相模が丘仲よし小道については、市と市民との協働事業とのことですが、過去に同じ景観重要公共施設に指定されている市道5号線については市・国の補助により街路灯と防犯カメラの設置が行われましたが、仲よし小道についてはどのような状況でしょうか。

事務局 　仲よし小道につきましても防衛省の交付金を活用させていただいております。街路灯につきましては約30mごとに設置し、防犯カメラについては施設中央のトイレの部分にカメラを設置する予定です。また、今後も安全・防犯施設については引き続き検討を進めていきたいと考えております。

委 員 　今回の変更前と変更後はどの部分が違うのでしょうか。

事務局 　今回の修正におきましては、景観重要公共施設に仲よし小道の追加を行いました。資料で申しますと、追加部分の抜粋がそのまま景観計画内に追記されたような形となります。

議 長 　他に質疑がなければ以上で質疑を終結し、採決したいと思います。座間市都市計画審議会 議案第2号 座間市景観計画の変更(案)について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

議 長 　挙手全員でございます。よって、座間市景観計画の変更(案)につきましては、原案のとおり可決いたしました。以上で、審議事項については、終了いたします。ここで、10分程度休憩いたします。

— 10分休憩 —

議 長 　休憩を解きまして、再開いたします。先ほど可決いたしました、座間市都市計画生産緑地地区の変更案、座間市景観計画の変更案 につきましては、皆さまに答申の写しをお配りしましたとおり、後ほど副会長と共に市長へ答申をさせていただきます。

続いて、報告事項 報告第1号座間市都市マスタープラン運用方針骨子案、地域別構想・地域別都市づくりの方針「栗原東部地域」について、事務局の報告を求めます。

事務局	<p>それでは、報告第1号「座間市都市マスタープラン運用方針(骨子案)(地域別構想・地域別都市づくりの方針「栗原東部地域」)の策定」について、ご説明させていただきます。資料は、お手元に資料3としてお配りしております。着座にて失礼いたします。</p> <p>簡単ではございますが、策定の経緯等についてご説明させていただきます。まず、都市マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づき「市町村の計画に関する基本的な方針」を明示するものであり、市町村の定める都市計画の方針を定めるものであります。市町村が都市計画を決定するには、市町村の基本方針である、この「都市マスタープラン」に即したものでなければなりません。</p> <p>本市では、「第四次座間市総合計画基本構想」の策定に併せ、平成23年3月に概ね20年先を見据えたまちづくりの基本方針として「座間市都市マスタープラン」を改定し、市の都市計画に関する基本的な方針として、これに即したまちづくりを進めているところでございます。</p> <p>この度、都市マスタープランにおける地域別都市づくりの方針（地域版個別マスタープラン）としての位置づけである、マスタープラン運用方針、この骨子案を策定いたしました栗原東部地域は、市のおよそ中央に位置する、面積約137ヘクタールの市街化調整区域であり、市街化調整区域であることから、開発や建築行為が厳しく制限される一方、資材置き場・墓地等、開発・建築行為にはあたらぬ土地利用、土地利用の混在が見られ、無秩序な土地利用が進行する恐れがある地域であります。</p> <p>栗原東部地域が抱える問題に市として対応すべく、座間市都市マスタープランでは本地域を利用調整ゾーン（土地利用検討地）に位置づけ、また、市街化調整区域の位置づけを前提に、土地利用方針の策定に向けて、農地や緑地などの機能を尊重しつつ、地域にふさわしい秩序ある土地利用を検討しますとしており、この、都市マスタープランに示された内容に即し、平成23年度には栗原東部地域の土地利用について市の基本的な考え方を示した「栗原東部土地利用の基本的な考え方」を策定しております。</p> <p>これをもとに平成25年度には、緑地の保全、地域の緑被率の維持に重点を置き、全地域をその特性によって4つのゾーンに分ける（ゾーニングする）ことにより、地区の成り立ちや特性、及び地形・交通条件を加味しながら、望ましい土地利用を誘導していくことを目指した「栗原東部地域土地利用方針（案）」を策定し、地元住民へのアンケート調査や地元関係団体へのヒアリング、パブリックコメント等を経て、「栗原東部地域土地利用方針」を策定しております。</p>
-----	--

この栗原東部地域土地利用方針につきましては、平成26年度6月の都市計画審議会において、報告をさせていただいているところでございます。

この策定した土地利用方針を実現化するための方策・方法について、平成26年度・平成27年度と検討を深め、得られた検討の成果を、本地域個別の地域別都市づくりの方針として市の都市計画の基本方針であるマスタープランに位置付けるため、この度、栗原東部地域個別の地域別都市づくりの方針（地域版マスタープラン）を「座間市都市マスタープラン運用方針(地域別構想・地域別都市づくりの方針「栗原東部地域」)」として策定することといたしました。

お手元にお配りしております、資料3は、現時点での骨子案でございます。今回は、内容の詳細説明は省略させていただきますが、概略としましては、周囲を市街化区域に囲まれ、優れた自然環境が保たれた栗原東部地域を「都市の中庭」と位置付け、座間市の財産として今後も維持・保全・活用していく方針を示しております。また、地区特性によって4つに区分けした各ゾーンについて、それぞれ都市づくりの方針を示し、これに即した土地利用を誘導する方策として地区計画制度の活用を提案しております。

今後につきましては、本日も報告させていただきました骨子案につきまして、庁内委員会である「土地利用推進幹事会及び土地利用推進委員会」で協議し、その後、地元住民への説明会、及びパブリックコメント、公聴会等を実施し、その後、再度、本都市計画審議会へ議案としてお諮りしたいと考えております。

以上で、「座間市都市マスタープラン運用方針」（骨子案）の説明を終わります。

議長 　ただ今、報告のありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。

委員 　この案件については私も該当する地域なのでお聞かせ願いたいのですが、土地利用研究会等におきまして20余年の検討を行ってきたわけですが、今後はどのように発展させていくとお考えなのでしょう。

ただいまの説明にもございましたが、計画では農地の保全を謳っていますが、接道のない農地等も多くあります。諸々の内容について、早めの検討をお願いしたいと思います。

	<p>事務局 今までの方針は特に位置づけのないものでありましたが、今回の骨子案は都市マスタープランへ位置づけられるものであり、構想の根拠となるものであると思います。今後の下地として運用していきたいと考えております。</p> <p>委員 現在の当地の状況においては、墓地や農地転用等の案件がかなりあがってきておりますので、迅速なご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局 市といたしましても、ただいま賜りましたご意見の内容は承知しております。今後とも検討を進めさせていただきたいと思います。</p> <p>委員 ご説明のなかでは、基本的には緑地・農地の保全が主ということでございますが、当地の中心部には広野大塚線というおおきな都市計画道路が走っております。</p> <p>将来的には、仮称ですが綾瀬スマートインターチェンジと接続する道路ですので、座間市においても重要な幹線道路になるであろうと考えられます。こういった重要な幹線道路が計画されている以上、まだ将来の話ではあると思いますが、その沿道利用についても将来的には検討していく必要があると思います。</p> <p>事務局 現時におきましては、広野大塚線の具体的な事業化が見込まれた段階で、改めて検討をしていく必要があると思います。</p> <p>おそらく、当該都市計画道路については南側から北上してくるような形となると考えられますので、事業化の流れが確定した段階で、当地についても改めて土地利用の方針を検討したいと考えております。</p> <p>委員 実際、当地は貴重な都市内の緑地の供給源であり、多くの自然が残っているという点では座間市においても重要な資源であるものだと考えられます。広野大塚の事業については、まだ時間があるものと考えられますので、どのような位置づけとすべきなのか深い議論を進めていただいて、よくご検討いただきたいと思います。</p> <p>事務局 座間市といたしましても、広野大塚線は南北の重要な路線であると考えております。綾瀬市さん側の道路の進展や、また神奈川県さんの「みちづくり計画」のなかでも事業化の見込みが立ってきた段階を見て、当市においても検討を行っていききたいと思います。</p> <p>議長 他にないようですので、これで報告第1号を終わります。続いて、報告第2号第7回線引き見直しについて、事務局の報告を求めます。</p> <p>事務局 それでは、報告事項第2号第7回線引き見直しについて、報告させていただきます。平成24年度より県とともに足かけ5年をかけ様々な協議・手続きを経て、本年11月1日付けで決定権者であります神奈川県において都市計画決定の告示及び縦覧をいたしましたのでご報告いたします。</p>
--	--

簡単ですがこれまでの経過について説明させていただきます。

お手元の資料4-1「第7回線引き見直しに係る県が定める都市計画の決定手続きフロー図」をご覧ください。資料の左側は県の手続きの流れになります。右側が本審議会の経緯でございます。

本審議会の経緯としましては、これまで3回、都市の発展の動向、人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、都市計画区域における主要な土地利用、都市施設及び市街地開発事業についておおむねの配置、規模等を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と市街化区域と市街化調整区域の区分を定める「区域区分」について、社会状況等の変化を踏まえた変更を行うとともに、関連する「都市再開発の方針」等の案件についても併せて変更を行ったことをご報告させていただきました。

また、「区域区分」の主な変更内容としては、目標年次（平成37年）、人口フレームの見直しなどを行っております。

県の経過について簡単に説明させていただきます。

県素案に基づきまして、平成27年9月4日から9月25日まで3週間、これらの案の縦覧を行いました。この間の縦覧者は3名でしたが、公聴会への口述の申出はありませんでした。よって座間市における公聴会は実施されませんでした。

その後、県により国の協議を経て、本年5月13日から5月27日までの15日間、都市計画の法定縦覧にかけさせていただきました。この間の県計画案への縦覧者はなく、意見書の提出はありませんでした。

本案件について、本年8月30日に神奈川県で開催されました「第299回神奈川県都市計画審議会」において、「座間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」、「座間都市計画区域区分の変更」、「座間都市計画都市再開発の方針の変更」、「座間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について説明を行い、審議を行いました。その結果、主な意見はなく、審議の結果原案のとおり可決されました。

その後、国土交通大臣との協議・同意を経て、都市計画の決定を本年11月1日付けで告示及び縦覧に至りました。市におきましては県より関係図書の写真の送付を受け11月15日公告及び縦覧をいたしました。これで、第7回線引き見直しについては完了いたしましたので、本日、この場でご報告をさせていただきます。以上が、報告事項第2号の説明となります。

議 長 　ただ今、報告のありましたことについて、ご意見、質問等ありますでしょうか。

（ 質 疑 な し ）

議 長 　特にないようですので、これで報告第2号を終わります。以上で、本日の議題事項につきまして、全て終了いたしましたので、事務局より、次回日程についてお願いします。

事務局 　次回日程についてですが、日程が決まり次第、詳細については追って事務局より通知をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　それでは、事務局から通知いたしますのでご対応のほどよろしくお願い致します。これをもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。答申につきましては、副会長と共に市長へ答申をさせていただきます。これからの進行は事務局にお返しします。

事務局 　ありがとうございました。その他については特にございません。これで都市計画審議会を閉会いたします。お忙しいところ、ありがとうございました。